

- 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（保険契約者又は被保険者と密接な関係を有する者）</p> <p>第六十条の二 準用保険業法第三百条第一項第五号及び第八号に規定する内閣府令で定める密接な関係を有する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該保険契約者又は被保険者（法人である者に限る。以下この条において同じ。）の役員又は使用人（当該法人と実質的に同一と認められる者に限る。）</p> <p>二 当該保険契約者又は被保険者の子会社等</p> <p>三 当該保険契約者又は被保険者を子会社等（令第三十条第四項後段の規定により子会社等とみなされる者を除く。次号及び第五号において同じ。）とする親会社等（同項に規定する親会社等をいい、同項後段の規定により親会社等とみなされる者を除く。次号及び第五号において同じ。）</p> <p>四 当該保険契約者又は被保険者を子会社等とする親会社等の親会社等</p> <p>五 当該保険契約者又は被保険者を子会社等とする親会社等の子会社等（当該保険契約者又は被保険者を除く。）</p> <p>六 当該保険契約者又は被保険者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（第一号に掲げる者を除く。）</p>	<p>「条を加える。」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。